

## 社会教育関係団体に対する補助金一覧（平成27年度）

（単位：千円）

補助金の名称	補助の目的	補助の対象となる事項	補助対象となる社会教育関係団体	H27予算額	H26支出額		備考	担当課
					団体名	補助額		
PTA連合会事業補助金	古賀市小・中学校PTA連合会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)教育講演会事業 (2)広報研修会事業 (3)研修奨励事業 (4)その他教育長が必要と認める事業	古賀市小・中学校PTA連合会	650	古賀市小・中学校PTA連合会	650	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 教育講演会事業 (2) 広報研修会事業 (3) 研修奨励事業 (4) その他教育長が必要と認める事業	生涯学習推進課
子ども会育成会連合会活動事業補助金	子ども会育成会連合会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)子ども会育成会指導者育成事業 (2)子ども会リーダー育成事業 (3)球技大会事業 (4)その他教育長が必要と認める事業	古賀市子ども会育成会連合会	800	子ども会育成会連合会	800	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 子ども会育成会指導者育成事業 (2) 子ども会リーダー育成事業 (3) 球技大会事業 (4) その他教育長が必要と認める事業	青少年育成課
少年の船活動事業補助金	少年の船の会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	研修事業（事前研修、本研修及び事後研修）に係る経費	古賀市少年の船の会	1,300	少年の船の会	920	スタッフ旅費（35千円/人）と対象事務費総額の1/2相当額の合算を算出根拠としている。	青少年育成課
青少年育成市民会議補助金	青少年育成市民会議の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)青少年健全育成大会事業 (2)少年少女の主張作文事業 (3)思春期講演会事業 (4)花いっぱい活動事業 (5)その他教育長が必要と認める事業	古賀市青少年育成市民会議	300	青少年育成市民会議	300	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 青少年健全育成大会事業 (2) 少年少女の主張作文事業 (3) 思春期講演会事業 (4) 花いっぱい活動事業 (5) その他教育長が必要と認める事業	青少年育成課
アンビシャス広場づくり事業補助金	地域ぐるみで子どもを育てる取組をする団体に対して補助することで、青少年の健全育成を図ることを目的とする。	地域の公民館、集会所、空き教室など子どもが日常的に集まることのできる場所を活用して、子どもが放課後や休日に立ち寄りすることのできる居場所づくりを行う事業（＝アンビシャス広場づくり事業）	アンビシャス広場委員会（子どもたちが日常的に集まることのできる小学校区を単位として、地域に居住する個人又は地域で組織する団体等で組織する）	1,290	小野校区アンビシャス広場（H15～） 輝く「東っ子」アンビシャス広場（H15～） 千鳥チャレンジアンビシャス広場（H15～） 花見小アンビシャス広場（H15～） 舞の里アンビシャス広場（H20～） 西っ子アンビシャス広場（H21～）	0 0 150 0 150 150	補助額は、アンビシャス広場づくり事業の実施年数によって以下の額を上限とする。 0年及び1年：42万円 2年：40万円 3年：25万円 4年以降：15万円 平成27年度以降に補助対象となった広場の上限は 0年：40万円 1年以降：15万円	青少年育成課
文化芸術事業補助金	市民が優れた文化芸術に接する機会を提供し、古賀市の文化振興に寄与する。	文化協会の主催する市民参加の文化事業であり、市長が認めるもの	特定非営利活動法人古賀市文化協会	1,500	古賀市文化協会	1,500	文化協会が実施する「市民音楽祭」に対して補助を行う。	生涯学習推進課
ジュニアスポーツ団体活動補助金	青少年のスポーツ組織の育成及び、活動の支援を図り、もって古賀市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。	市内のジュニアスポーツ団体が実施するスポーツ活動事業	市内のジュニアスポーツ団体（市内の学生、児童等を主たる対象とし、市内の社会体育施設、学校体育施設その他の施設において、定期的にスポーツ活動を行っている団体）	1,000	市内40団体に交付	800	補助額は、1団体2万円を上限とし、教育長が予算の範囲内で定める。	生涯学習推進課
スポーツ振興補助金	スポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。	(1)国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、又は後援するスポーツの全国大会又は九州大会であること。ただし、古賀市立中学校部活動大会参加補助金交付規則による補助金の交付対象となる場合を除く。 (2)地方予選を勝ち抜いて出場すること。	市内のスポーツ団体又は個人 (1)市内に住所を有する個人 (2)市内に活動の本拠を置く団体（大会要項等に定められた登録選手、監督であり、市内に住所を有するもの）	1,500	市内活動団体及び個人 個人（17） 団体（5） 合計22件	1,286	補助対象経費の2分の1 個人（3万円以内） ジュニア団体（30万円以内） 一般団体（20万円以内）	生涯学習推進課
体育事業補助金	古賀市体育協会が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、古賀市のスポーツの振興に寄与する。	(1)スポーツ振興のために開催する大会 (2)スポーツ普及のための教室 (3)スポーツ技能向上の研修 (4)その他教育長が必要と認める事業	古賀市体育協会	6,000	古賀市体育協会	6,000	スポーツ振興事業（ジュニア、一般の大会）等	生涯学習推進課